平成２２年（フ）第１５２２６号
東京都多摩市馬引沢１丁目８－９－104
債務者　西川　玲子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２２８号
東京都北区西が丘２丁目20―14―202
債務者　門原　直哉
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８号
北海道帯広市西21条南３丁目15番地15
債務者　大石　弘子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
北海道河東郡音更町南鈴蘭北２丁目１番地
ハッピーヒルズ壱番館７号室
債務者　松嶋　優哉
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第４１７号
青森市桜川９丁目３番37号
債務者　荒川　紘子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２４号
静岡県浜松市東区植松町1470番地の26　ティアラ植松303、前住所静岡県浜松市中区鹿谷町37番２号　コーポアツミ202号
債務者　勝澤　和己
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
釧路市愛国東２丁目４番10号　フォトハウス102号
債務者　床　　泰則
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第４２３号
青森県むつ市大平町40番22号
債務者　久保田めぐみ
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
青森県上北郡七戸町字七戸390番地
債務者　石田　静江
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１１１号
東京都葛飾区立石７丁目２―11―306
債務者　嶋村　智敏
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１１２号
東京都葛飾区立石７丁目２―11―306
債務者　嶋村智恵子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１１８号
東京都足立区花畑８丁目５―15―301
債務者　池田都代惠
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５７号
東京都東久留米市浅間町１丁目12番３号
債務者　谷北　　昭
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９１２号
東京都清瀬市野塩２丁目387番地清瀬野塩アパート20―609号
債務者　鈴木美代子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９２４号
東京都武蔵野市中町３丁目５番８号サンハイツ豊年
債務者　宮本　貴史
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０４１号
東京都中野区江原町１丁目46番18号花崎ビル302
債務者　大瀧　裕美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部